

大分県報

平成二十八年
号外 (二〇)
三月二十五日

(金曜日)

目次

教育委員会規則

大分県立高等学校学則の一部改正……………一
大分県立特別支援学校学則の一部改正……………一

○教育委員会規則

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第四号

大分県立高等学校学則の一部を改正する規則

大分県立高等学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の大分県立国東高等学校の項中

普通科
園芸ビジネス科
メカトロニクス科
情報システム工学科
電子工業科

を

普通科
園芸ビジネス科
電子工業科

に改め、同表の

大分県立佐伯豊南高等学校の項及び大分県立佐伯鶴岡高等学校の項を削り、同表の大分県立佐伯豊南高等学校（平成二十五年に設置されたものをいう。）の項中「（平成二十五年に設置されたものをいう。）」を削り、同表の大分県立玖珠美山高等学校の項中

平成二十八年三月二十五日

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

大分県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第五号

大分県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

大分県立特別支援学校学則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表の大分県立聾学校の項中

専攻科
工芸科
被服科
理容科
産業技術科

を

専攻科
産業技術科

に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

大分県報号外（教育委規則）